

昭和三十二年政令第三百二十四号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令
内閣は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の規定に基き、この政令を制定する。

目次

第一章 定義（第一条—第三条）

第二章 製鍊及び加工の事業に関する規制（第四条—第十一条）

第三章 原子炉の設置、運転等に関する規制（第十二条—第二十条）

第一節 試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制（第二十条の二—第二十条の六）

第二節 発電用原子炉の設置、運転等に関する規制（第二十条の二—第二十条の六）

第四章 貯蔵、再処理及び廃棄の事業に関する規制（第二十一条—第三十七条）

第五章 核燃料物質、核原料物質及び国際規制物質の使用等に関する規制（第三十八条—第五十

八条）

第六章 雜則（第五十九条—第六十五条）

第七章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等（第六十六条—第六十九条）

附則

第一章 定義

（研究開発段階にある原子炉）

第一条 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（第五十四条第二号を除き、以下「法」という。）第二条第五項に規定する政令で定める原子炉は、発電の用に供する原子炉であつて次に掲げるものに該当するもの。（第六十二条第一項第三号及び第八号において「研究開発段階発電用原子炉」という。）とする。

一 高速増殖炉（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第一条第五項に規定する高速増殖炉をいう。）

二 重水减速沸騰軽水冷却型原子炉（減速材として重水を、冷却材として沸騰軽水をそれぞれ使用する原子炉をいう。）

（特定核燃料物質）

第二条 法第二条第六項に規定する政令で定める核燃料物質は、次のいずれかに該当する核燃料物質とする。

一 プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。次条第一号及び第四十八条の表第二号において同じ。）及びその化合物

二 ウラン二三三及びその化合物

三 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率を超えるウラン及びその化合物

四 前三号の物質の二又は二以上を含む物質

五 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物

六 前号の物質の二又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

（防護対象特定核燃料物質）

第三条 この政令において「防護対象特定核燃料物質」とは、次のいずれかに該当する特定核燃料物質をいう。

一 照射されていない次に掲げる物質

イ プルトニウム及びこれらの物質の二又は二以上を含む物質であつて、プ

ルトニウムの量が十五グラムを超えるもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれららの物質の二又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超えるもの

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれららの物質の二又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超えるもの

ニ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超える百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれららの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの

ホ ウラン二三三及びその化合物並びにこれららの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が十五グラムを超えるもの

二 照射された前号に掲げる物質

当該物質から放出された放射線が空気を吸収された場合の吸収線量率（第四十八条の表第二号において単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時を超えていたもの

イ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として

使用できるもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率に達しないウラ

ン並びにその化合物並びにこれららの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

ハ リオウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において

燃料として使用できるもの

ニ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超える百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれららの物質の一又は二以上を含む物質

第二章 製鍊及び加工の事業に関する規制

（製鍊事業の指定の申請）

第四条 法第三条第一項の指定は、製鍊の事業を行おうとする工場又は事業所ごとに受けなければならない。

第五条 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類を添え、申請しなければならない。

（製鍊事業に係る変更の許可の申請）

第六条 製鍊事業者は、法第六条第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 變更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 變更の内容

四 變更の理由

五 工事を伴うときは、その工事計画

（製鍊事業に係る防護措置が必要な場合）

第六条 法第十一条の二第一項に規定する政令で定める場合は、製鍊施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。

（加工事業の許可の申請）

第七条 法第十三条第一項の許可是、加工の事業を行おうとする工場又は事業所ごとに受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類を添え、申請しなければならない。

（加工事業に係る変更の許可の申請）

第八条 加工事業者は、法第十六条第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
 三 変更の内容
 四 変更の理由
 五 工事を伴うときは、その工事計画

第九条 削除

(加工事業に係る防護措置が必要な場合)

第十一条 法第二十二条の二第二項に規定する政令で定める場合は、加工施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。

(核燃料取扱主任者免状の交付を受けることができる者の認定)
 第十二条 法第二十二条の三第一項第二号の規定による認定は、次の各号に該当する者について行うものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、理学若しくは工学に関する正規の課程を修めて卒業したこと。
- 二 核燃料物質の取扱いに関する専門的知識を必要とする業務に一年以上従事したこと。
- 三 核燃料物質の取扱いの管理に関する業務に一年以上従事したこと。

第三章 原子炉の設置、運転等に関する規制

第一節 試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制

- (試験研究用等原子炉の設置の許可の申請)
第十二条 法第二十三条第一項の許可是、試験研究用等原子炉を設置しようとする工場又は事業所（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあっては、その船舶）ごとに受けなければならぬ。
 2 前項の許可を受けようとする者は、試験研究用等原子炉の設置に必要な資金の調達計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。
 (外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請)

- 第十三条** 法第二十三条の二第一項の許可是、本邦の水域に立ち入らせようとする船舶ごとに受けなければならない。
 2 前項の許可を受けようとする者は、試験研究用等原子炉施設に關しその安全性を説明する書類その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。
 (試験研究用等原子炉の設置に係る変更の許可の申請)

- 第十四条** 試験研究用等原子炉施設者（法第三十九条第五項の規定により試験研究用等原子炉設置者とみなされる者を含む。以下同じ。）は、法第二十六条第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 二 前項の許可を受けようとする者は、試験研究用等原子炉施設に關しその安全性を説明する書類その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。

- (試験研究用等原子炉の設置に係る変更の許可の申請)
 2 前項の許可を受けようとする者は、試験研究用等原子炉の設置に必要な資金の調達計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。
 (外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請)

- 第十五条** 外国原子力船運航者は、法第二十六条の二第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- (外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る変更の許可の申請)
 2 前項の許可を受けようとする者は、試験研究用等原子炉の設置に必要な資金の調達計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。

五 工事を伴うときは、その工事計画

- (外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る変更の許可の申請)
 2 前項の許可を受けようとする者は、発電用原子炉の設置に必要な資金の調達計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。

- 一 工事を伴うときは、その工事計画
 二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地（船舶にあっては、その船舶の名称、変更に係る工事を行う造船事業者の工場又は事業所の名称及び所在地並びに変更に係る工事を行う際の船舶の所在地）
 三 變更の内容
 四 変更の理由

- 二 変更に係る船舶の名称並びに本邦内において変更に係る工事を行うときは、その工事を行う造船事業者の工場又は事業所の名称及び所在地並びにその工事を行う際の船舶の所在地
 三 変更の内容
 四 変更の理由
 五 本邦内において工事を行うときは、その工事計画

第十六条 削除

(運転計画の届出を要しない試験研究用等原子炉)

- 第十七条** 法第三十条に規定する政令で定める試験研究用等原子炉は、臨界実験装置（炉心構造を容易に変更することができる試験研究用等原子炉であつて、核燃料物質の臨界量等当該試験研究用等原子炉の核特性を測定する用に専ら供するものをいう。別表第一において同じ。）とする。

(試験研究用等原子炉の設置、運転等に係る防護措置が必要な場合)

- 第十八条** 法第三十五条第二項に規定する政令で定める場合は、試験研究用等原子炉施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。

(試験研究用等原子炉の譲受けの許可の申請等)

- 第十九条** 法第三十九条第一項の規定により試験研究用等原子炉又は試験研究用等原子炉を含む一体としての施設（原子力船を含む。）の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 使用の目的
- 四 試験研究用等原子炉の型式、熱出力及び基数
- 五 試験研究用等原子炉を設置している工場又は事業所の名称及び所在地（試験研究用等原子炉を船舶に設置している場合にあっては、その船舶の名称）
- 六 試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備
- 七 試験研究用等原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
- 八 使用済燃料の処分の方法
- 九 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

- 2 法第三十九条第二項の規定により原子力船の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、船舶の名称及び前項各号（第五号を除く。）に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 3 法第三十九条第二項の許可を受けて原子力船を譲り受けた者が法第二十六条第一項の規定による変更の許可を受けなければならない事項は、第一項第三号、第四号、第六号、第八号又は第九号に掲げる事項とし、法第二十六条第二項の規定による変更の届出をしなければならない事項は、第一項第一号又は第七号に掲げる事項とする。
 (原子炉主任技術者免状の交付を受けることができる者の認定)

- 第二十条** 第十一条の規定は、法第四十一条第一項第二号の規定による認定について準用する。この場合において、第十一条第二号中「核燃料物質の取扱い」とあるのは「原子炉の構造」と、同条第三号中「核燃料物質の取扱い」とあるのは「原子炉の運転」と読み替えるものとする。

第二節 発電用原子炉の設置、運転等に関する規制

(発電用原子炉の設置の許可の申請)

- 2 法第四十三条の三の五第一項の許可は、発電用原子炉を設置しようとする工場又は事業所ごとに受けなければならない。

- 前項の許可を受けようとする者は、発電用原子炉の設置に必要な資金の調達計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。

(発電用原子炉の設置に係る変更の許可の申請)

第二十条の三 発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由
 - 五 工事を伴うときは、その工事計画
(発電用原子炉の設置、運転等に係る防護措置が必要な場合)
- 六 第二十条の四 法第四十三条の三の一十二第二項に規定する政令で定める場合は、発電用原子炉施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。
- 七 (発電用原子炉の譲受けの許可の申請)
- 八 第二十一条 法第四十三条の三の二十五第一項の規定により発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 使用の目的
- 九 第二十二条 法第四十三条の三の二十五第一項の規定により発電用原子炉の型式、熱出力及び基數
- 十 第二十三条 法第四十三条の三の二十五第一項の規定により発電用原子炉を設置している工場又は事業所の名称及び所在地
- 十一 第二十四条 削除
(貯蔵事業に係る防護措置が必要な場合)
 - 二 変更に係る事業所の名称及び所在地
 - 三 変更の内容
 - 四 変更の理由
 - 五 工事を伴うときは、その工事計画
- 十二 第二十五条 法第四十三条の十八第二項に規定する政令で定める場合は、使用済燃料貯蔵施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。
- 十三 第二十六条 法第四十四条第一項の指定は、再処理の事業を行おうとする工場又は事業所ごとに受けなければならない。
- 十四 第二十七条 法第四十四条第一項の規定による変更の許可を受けようとする者は、事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。
(再処理事業に係る変更の許可の申請)
- 十五 第二十八条 削除
(再処理事業に係る防護措置が必要な場合)
 - 二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 変更の内容
 - 四 変更の理由
 - 五 工事を伴うときは、その工事計画
- 十六 第二十九条 法第四十八条第二項に規定する政令で定める場合は、再処理施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。
- 十七 第三十条 法第五十一条の二第一項の許可は、第一種廃棄物埋設、第二種廃棄物埋設又は廃棄物管理の事業を行おうとする事業所ごとに受けなければならない。
(廃棄事業の許可の申請)
- 十八 第三十一条 法第五十五条の二第一項第一号の政令で定める放射性物質は次の表の上欄に掲げる放射性物質とし、同号の人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める基準は同欄に掲げる放射性物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能濃度とする。
(政令で定める放射性物質の種類等)
- 十九 第三十二条 法第四十三条の四第一項の政令で定める貯藏能力は、ウラン及びプルトニウムの照射される前の量の合計が一トンである使用済燃料を貯蔵することができる。
(貯蔵事業の許可の申請)
- 二十 第三十三条 法第四十三条の四第一項の許可は、使用済燃料の貯蔵の事業を行おうとする事業所ごとに受けなければならない。
2 前項の許可を受けようとする者は、事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。
(貯蔵事業に係る変更の許可の申請)
- 二十一 第三十四条 法第四十三条の四第一項の政令で定める貯蔵事業者は、法第四十三条の七第一項の規定による変更の許可を受けようとする者は、事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。
- 二十二 第三十五条 法第四十三条の四第一項の許可は、使用済燃料の貯蔵の事業を行おうとする事業所ごとに受けなければならない。
- 二十三 第三十六条 法第四十三条の四第一項の許可を受けようとする者は、事業計画書その他原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（貯蔵能力）	炭素十四 塩素三十六 テクネチウム九十九 アルファ線を放出する放射性物質	百ギガベクレル毎トン
	よう素百二十九	一テラベクレル毎トン
	十テラベクレル毎トン	百テラベクレル毎トン
	十ペタベクレル毎トン	一テラベクレル毎トン
	百ギガベクレル毎トン	百ギガベクレル毎トン

第三十二条 法第五十一条の二第一項第三号に規定する管理又は処理であつて政令で定めるものは、次の一いずれかに該当するもの(廃棄物埋設事業者が廃棄物埋設施設において行うもの及び船舶において行われるものを除く。)とする。
1 固体状の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の管理であつて放射線による障害の防止を目的としたもの

(核原料物質の使用の届出)

第四十三条 法第五十七条の七第一項及び第三項の規定による届出は、工場又は事業所ごとにしなければならない。

(使用の届出を要しない核原料物質の放射能濃度等の限度)

第四十四条 法第五十七条の七第一項第三号に規定する政令で定める限度は、放射能濃度については、七十四ベクレル毎グラム(固体状の核原料物質にあつては、三百七十七ベクレル毎グラム)とし、ウラン又はトリウムの数量については、ウランの量に三を乗じて得られる数量及びトリウムの量を合計した数量で九百グラムとする。

(核原料物質の使用に係る変更の届出)

第四十五条 核原料物質使用者は、法第五十七条の七第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 使用の場所
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由

(廃棄に関する確認をする場合)

第四十六条 法第五十八条第二項に規定する政令で定める場合は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物をこれららの廃棄施設に廃棄する場合(核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物で廃棄しようとするものを輸入した製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者又は使用者がこれを廃棄する場合を除く。)及び法第六十二条第一項ただし書に該当してこれらの海洋投棄をする場合以外の場合とする。

(運搬に係る特定核燃料物質の防護のための措置が必要な特定核燃料物質)

第四十七条 法第五十九条第一項に規定する政令で定める特定核燃料物質は、防護対象特定核燃料物質とする。

(運搬に関する確認を要する場合)

第四十八条 法第五十九条第二項に規定する政令で定める場合は、次の表の上欄に掲げる場合について、それぞれ同表の下欄に掲げるものに該当する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬する場合とする。

一 法第五十九条第一項の規定により保安のための措置が必要な場合	イ 放射線障害防止のための措置が特に必要な核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物で、内閣府令で定めるもの
二 法第五十九条第一項の規定により保安及び特定核燃料物質の防護のための措置が必要な場合	ロ 臨界防止のための措置が特に必要な核燃料物質があつて、内閣府令で定めるもの
三 法第五十九条第一項の規定により保安及び特定核燃料物質の防護のための措置が必要な場合	ハ 放射線障害防止のための措置が特に必要な核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物で、内閣府令で定めるもの
四 法第五十九条第一項の規定により保安及び特定核燃料物質の防護のための措置が必要な場合	カ 放射線障害防止のための措置が特に必要な核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物で、内閣府令で定めるもの

(2) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれららの物質の一つ又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの
(3) ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一つ又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が二キログラム以上もの

（都道府県公安委員会への届出を要する場合）	（都道府県公安委員会への届出を要する場合）
第五十条 運搬証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに当該運搬証明書（第三号の場合においては、発見し、又は回復した運搬証明書）を交付を受けた都道府県公安委員会に返納するようになければならない。	第五十条 運搬証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに当該運搬証明書（第三号の場合においては、発見し、又は回復した運搬証明書）を交付を受けた都道府県公安委員会に返納するようになければならない。
一 運搬を終了したとき。	一 運搬を終了したとき。
二 運搬をしないこととなつたとき。	二 運搬をしないこととなつたとき。
三 運搬証明書の再交付を受けた場合において、喪失し、又は盜取された運搬証明書を発見し、又は回復したとき。	三 運搬証明書の再交付を受けた場合において、喪失し、又は盜取された運搬証明書を発見し、又は回復したとき。
（都道府県公安委員会の間の連絡）	（都道府県公安委員会の間の連絡）
第五十一条 運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合には、関係都道府県公安委員会（以下この条において「関係公安委員会」という。）は、次に掲げる措置をとるものとする。	第五十一条 運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合には、関係都道府県公安委員会（以下この条において「関係公安委員会」という。）は、次に掲げる措置をとるものとする。
一 出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下この号において「出発地公安委員会」という。）以外の関係公安委員会にあつては、出発地公安委員会を通じて、法第五十九条第五項の規定による届出の受理、運搬証明書の交付及び同条第六項の指示を行うこと。	一 出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下この号において「出発地公安委員会」という。）以外の関係公安委員会にあつては、出発地公安委員会を通じて、法第五十九条第五項の規定による届出の受理、運搬証明書の交付及び同条第六項の指示を行うこと。
二 法第五十九条第六項の指示を行おうとするときは、あらかじめ、当該指示の内容を他の関係委員会に通知すること。	二 法第五十九条第六項の指示を行おうとするときは、あらかじめ、当該指示の内容を他の関係委員会に通知すること。
三 前二号に定めるもののほか、当該運搬について、災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るために、他の関係公安委員会と緊密な連絡を保つこと。	三 前二号に定めるもののほか、当該運搬について、災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るために、他の関係公安委員会と緊密な連絡を保つこと。
四 前項に規定するもののほか、運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合には、関係公安委員会は、一の関係公安委員会を通じて、法第五十九条第九項の規定による届出、同条第十項の規定による申請及び前条の規定による返納の受理を行うことができるものとする。この場合において、他の関係公安委員会は、当該一の関係公安委員会を通じて、運搬証明書の書換え又は再交付を行うものとする。	四 前項に規定するもののほか、運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合には、関係公安委員会は、一の関係公安委員会を通じて、法第五十九条第九項の規定による届出、同条第十項の規定による申請及び前条の規定による返納の受理を行うことができるものとする。この場合において、他の関係公安委員会は、当該一の関係公安委員会を通じて、運搬証明書の書換え又は再交付を行うものとする。
（特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結等が必要な場合）	（特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結等が必要な場合）
第五十二条 法第五十九条の二第一項に規定する政令で定める場合は、次のいずれかに該当する特定核燃料物質が運搬される場合とする。	第五十二条 法第五十九条の二第一項に規定する政令で定める場合は、次のいずれかに該当する特定核燃料物質が運搬される場合とする。
一 防護対象特定核燃料物質	一 防護対象特定核燃料物質
二 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一つ又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるものであつて、ウランの量が五百キログラムを超えるもの（照射されていないものに限る。）	二 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一つ又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるものであつて、ウランの量が五百キログラムを超えるもの（照射されていないものに限る。）

(受託貯蔵に係る防護措置が必要な特定核燃料物質)

第五十三条 法第六十条第一項に規定する政令で定める特定核燃料物質は、防護対象特定核燃料物質とする。

(法第六十一条の二第三項の政令で定める法令)

第五十四条 法第六十一条の二第三項に規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。

一 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)

二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

三 原子力損害賠償の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第七百四十七号)

四 原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和三十六年法律第七百四十八号)

五 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第七百三十六号)

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第七百三十七号)

七 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第七百三十九号)

八 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)

九 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)

十 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第八号)

十一 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)

十二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第七百十二号)

十三 水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十二号)

十四 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)

十五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)

十六 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)

(国際規制物資の使用の許可の申請)

第五十五条 法第六十一条の三第一項の許可是、国際規制物資を使用しようとする工場又は事業所

ごとに受けなければならない。

(情報処理業務の委託)

第五十七条 法第六十一条の十の規定により原子力規制委員会が指定情報処理機関に行わせること

ができる情報処理業務は、次のとおりとする。
一 次に掲げる情報(次号において「国際規制物資情報」という。)の整理
イ 国際規制物資の在庫量の確認の実施及び受扱いに関する計画に関する情報
ロ 国際規制物資の在庫及びその増減の状況に関する情報
ハ 国際原子力機関が行う封印の検認その他の方法による国際規制物資の移動の監視、記録の確認及び国際規制物資の計量の結果に関する情報

2 前項第二号に掲げる解析の方法については、原子力規制委員会規則で定める。
(法第六十一条の二十三の二第三号の政令で定める業務)
第五十八条 法第六十一条の二十三の二第三号の政令で定める業務は、次のとおりとする。
一 保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の適切な実施のため必要な技術的検査に関する調査研究を行うこと。
二 法第六十一条の八の二第二項第三号の規定により提出をさせ、若しくは法第六十八条第三項の規定により収去する試料又は同条第一項の規定により収去する試料(保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の実施のために収去するものに限る。)の試験に関する調査研究を行うこと。

三 法第六十一条の八の二第二項第四号又は法第六十八条第十項若しくは第十一項の規定によりする封印又は取り付ける装置に関する調査研究を行うこと。

四 国際規制物資の適正な計量に必要な技術に関する調査研究を行い、及びその成果を普及すること。

第六章 雜則

(報告)

第五十九条 法第六十七条第五項の規定により原子力規制委員会が国際規制物資を使用している者(国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者及び国際規制物資を廃棄している廃棄事業者を含む。)その他の者に対する報告をさせることができる事項は、次に掲げる事項とする。

一 国際原子力機関からの要請に係る事項

二 追加議定書第四条dに規定する疑義又は問題に係る事項

三 ウラン鉱山(ウラン鉱の探鉱、採鉱又は選鉱を行う事業場をいう。以下この号において同じ。)の所在地並びに当該ウラン鉱山におけるウラン鉱の探鉱、採鉱又は選鉱の実施の状況並びにウラン鉱の年間の生産数量及び生产能力

(原子力検査官の定数及び資格)

第六十条 原子力検査官の定数は、五百六十一人とする。

2 原子力検査官は、次に掲げる事項について相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

一 製鍊事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及び核原料物質を使用する者が講ずべき保安のために必要な措置(保安教育を含む。)

二 製鍊事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者が講ずべき特定核燃料物質の防護のために必要な措置

三 製鍊施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、使用施設等及び核原料物質の使用に係る施設の構造及び性能

(外務省職員の立会いを要する立入検査等)

第六十一条 法第六十八条第八項の政令で定める場合は、国際原子力機関の指定する者が同項の規定による立入検査であつて次に掲げるものを行う場合(当該立入検査の際に同条第十三項の規定による封印又は装置の取付けをする場合を含む。)とする。

一 追加議定書第四条a(i)に規定するアクセスマークとして行われるもの(同条b(i-i))の規定による通告があつた日に行われるものを除く。)

二 追加議定書第四条a(i-i)に規定するアクセスマークとして行われるもの

三 追加議定書第四条a(i-i)に規定するアクセスマークとして行われるもの(当該立入検査が行われたことがある場所に対するものに限る。)

(届出を受理した場合における通報等)

二 國際規制物資情報を扱う方法については、原子力規制委員会規則で定める。

(法第六十一条の二十三の二第三号の政令で定める業務)

二 保険措置協定又は追加議定書に基づく保険措置の適切な実施のため必要な技術的検査に関する調査研究を行うこと。

二 法第六十一条の八の二第二項第三号の規定により提出をさせ、若しくは法第六十八条第三項の規定により収去する試料又は同条第一項の規定により収去する試料(保険措置協定又は追加議定書に基づく保険措置の実施のために収去するものに限る。)の試験に関する調査研究を行うこと。

三 研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者による法第四十三条の三の八第三項若しくは第四項又は第四十三条の三の十九第二項の規定による届出の受理

四 船舶に設置する試験研究用等原子炉(研究開発段階にあるものに限る。)に係る試験研究用等原子炉設置者による法第三十二条第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

- 五 船舶に設置する試験研究用等原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）に係る試験研究用等原子炉設置者又は外國原子力船運航者による法第二十六条第二項、第二十六条の二第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理
- 六 法第六条第二項、第九条第二項、第十六条第二項、第十九条第二項、第四十三条の七第二項、第四十三条の十五第二項、第四十四条の四第二項、第四十六条の六第二項、第五十二条の二第二項又は第五十一条の十三第二項の規定による届出の受理
- 七 法第十二条第二項、第九条第二項、第十六条第二項、第十九条第二項、第四十三条の八第三項及び第五十条の五第三項及び第五十二条の二第五十三項において準用する場合を含む。）又は第十二条の七第九項（法第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三十五第五項、第四十三条の三の三十五第四項、第五十二条の二第六第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認（法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第十二条の
- 八 法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認（船舶に設置する試験研究用等原子炉に係るものに限る。）
- 九 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認（船舶に設置する試験研究用等原子炉であつて研究開発段階にあるものに係るものに除く。）
- 十 法第五十九条の二第二項の規定による確認
- 十一 法第十条、第二十二条、第二十一条の三第一項、第四十三条の十六、第四十三条の十九第一項、第四十六条の七、第四十九条第一項、第五十一条の十四、第五十二条の十七第一項又は第六十四条第三項の規定による処分（法第二十二条の三第一項の規定による処分にあつては加工施設の使用の停止の命令に限り、法第四十三条の十九第一項の規定による処分にあつては使用済燃料貯蔵施設の使用の停止の命令に限り、法第四十九条第一項の規定による処分にあつては原子力規制委員会は、次の各号に掲げる届出の受理をした場合においては、当該各号に定める前項第一号に掲げる届出の受理をした場合においては、当該各号に定める前項第二号又は第六号に掲げる届出の受理をした場合においては、当該各号に定める前項第四号に掲げる届出の受理をした場合においては、当該各号に定める前項第八号に掲げる確認をした場合においては、当該各号に定める大臣に對し、遲滞なく、その旨を通報しなければならない。
- 一二 第一項第九号に掲げる確認 文部科学大臣及び経済産業大臣
- 三四 第一項第九号に掲げる確認 文部科学大臣
- 四 第一項第十号に掲げる確認 国土交通大臣（当該確認に係る運搬が輸出又は輸入を伴うものである場合にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣）
- 五 原子力規制委員会は、第一項第十一号に掲げる処分をした場合においては、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。（国家公安委員会等との関係）
- 第六十三条 法第七十二条第一項の規定により原子力規制委員会が意見を聽かなければならぬ者は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。

二 試験研究用等原子炉であつて前号に規定するもののうち原子力規制委員会が告示で定めるものに係る試験研究用等原子炉設置者についての法第七十二条第二項に規定する規定の運用に関する意見	船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る核物質防護規定について法第四十三条の二第一項の認可をする場合
一 船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉設置者についての法第七十二条第二項に規定する規定の運用に関する意見	試験研究用等原子炉のうち原子力規制委員会が告示で定めるもの（以下「特定発電用原子炉」という。）に係る核物質防護規定について法第四十三条の三の二第七第一項の認可をする場合
三 特定発電用原子炉設置者及び特定核燃料物質の防護規定に係る核物質防護規定について法第七十二条第一項の認可をする場合	試験研究用等原子炉のうち原子力規制委員会が告示で定めるもの以外のもののうち原子力規制委員会及び海上保安庁長官
四 製鍊施設、加工施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等（以下この条において「製鍊施設等」という。）のうち原子力規制委員会が告示で定めるものに係る核物質防護規定について法第七十二条第一項に規定する規定により認可をする場合	試験研究用等原子炉若しくは発電用原子炉又は製鍊施設等であつて前各号に規定する規定により認められる場合
五 試験研究用等原子炉若しくは発電用原子炉又は製鍊施設等であつて前各号に規定する規定により認められる場合	船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉施設又は製鍊施設加工施設、試験研究用等原子炉施設（船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉施設を除く。）、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設若しくは使用施設のうち原子力規制委員会が告示で定められた前各号に規定する規定により認められる場合
六 船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉施設又は製鍊施設加工施設、試験研究用等原子炉施設（船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉施設を除く。）、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設若しくは使用施設のうち原子力規制委員会が告示で定めた前各号に規定する規定により認められる場合	船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉施設又は製鍊施設加工施設、試験研究用等原子炉施設（船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉施設を除く。）、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設若しくは使用施設のうち原子力規制委員会が告示で定めた前各号に規定する規定により認められる場合
七 製鍊施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設（船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉施設を除く。）、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設であつて前号に規定するもの以外のものが法第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設の指定を受けた場合において、これらの施設に係る実施計画（同条第二項に規定する実施計画をいう。以下同じ。）について法第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係るものに限る。次号において同じ。）をする場合	船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉施設又は製鍊施設加工施設、試験研究用等原子炉施設（船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉施設を除く。）、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設若しくは使用施設のうち原子力規制委員会が告示で定めた前各号に規定する規定により認められる場合
二 法第七十二条第二項の規定により意見を述べることができる者は、次の表の上欄に掲げる意見の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。	試験研究用等原子炉であつて前号に規定するもののうち原子力規制委員会が告示で定めるものに係る試験研究用等原子炉設置者についての法第七十二条第二項に規定する規定の運用に関する意見
三 特定発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者についての法第七十二条第二項に規定する規定の運用に関する意見	船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉設置者についての法第七十二条第二項に規定する規定の運用に関する意見
四 長官	国家公安委員会及び海上保安庁長官

四 製鍊施設等のうち原子力規制委員会が告示で定めるものに係る製鍊事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者についての法第七十二条第一項に規定する規定の運用に関する意見	五 試験研究用等原子炉若しくは発電用原子炉又は製鍊施設等であつて前各号に規定するもの以外のものに係る試験研究用等原子炉設置者、發電用原子炉設置者、製鍊事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者についての法第七十二条第二項に規定する規定の運用に関する意見	六 外国原子力船運航者についての法第三十五条第二項の規定の運用に関する意見
七 その貯蔵に用いる施設が原子力規制委員会が告示で定める施設に該当する受託貯蔵者についての法第六十条第一項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。次号において同じ。）の規定の運用に関する意見	八 受託貯蔵者であつて前号に規定するものについての法第六十条第一項の規定の運用に関する意見	九 前号に規定する製鍊施設等に係る旧製鍊事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等又は旧使用者等についての法第十二条第一項（法第二十二条の九第五項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、び海上保安委員会及び海上保安庁長官）に規定する規定による処分等をした場合
一 船舶に設置する試験研究用等原子炉設置者（当該試験研究用等原子炉設置者からその設置した船舶に係る試験研究用等原子炉設置者等を含む。次号において同じ。）に規定する規定による処分等をした場合	二 試験研究用等原子炉であつて前号に規定するもの以外のものについての法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合	十 廃棄物埋設施設のうち第八号の告示で定めるものに係る廃棄物埋設事業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けようとする者についての法第五十一条の十九第一項の許可をした場合
三 特定発電用原子炉を設置しようとする者及び当該特定発電用原子炉に係る旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。次号において同じ。）に規定する規定による処分等をした場合	四 第一号又は第二号に規定する試験研究用等原子炉設置者（当該特定発電用原子炉を設置しようとする者及び当該特定発電用原子炉に係る旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。）についての法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合	十一 製鍊施設等であつて第八号に規定するもの以外のものに係る製鍊事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者についての法第七十条第五項に規定する規定による処分等をした場合
五 特定発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者からその設置した特定発電用原子炉又は特定発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者についての法第四十一条の二十五第一項の許可をした場合	六 試験研究用等原子炉であつて第一号若しくは第二号に規定するもの以外のものに係る試験研究用等原子炉設置者（当該試験研究用等原子炉を設置しようとする者及び当該試験研究用等原子炉に係る旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。）又は当該試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉設置者からその設置した試験研究用等原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者についての法第四十一条の二十五第一項の許可をした場合	十二 前号に規定する製鍊施設等に係る旧製鍊事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等又は旧使用者等についての法第十二条第一項（法第二十二条の九第五項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十五条の二十六第四項及び第五十七条の六第四項において準用する場合を含む。）の安庁長官に確認をした場合
七 特定発電用原子炉以外の発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者（当該発電用原子炉を設置しようとする者及び当該発電用原子炉に係る旧発電用原子炉設置者等を含む。）又は当該発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者からその設置した発電用原子炉若しくは発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者についての法第七十二条第一項に規定する規定による処分等をした場合	八 製鍊施設、加工施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等（以下この条において「製鍊施設等」という。）のうち原子力規制委員会が告示で定めるものに係る製鍊事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者（製鍊の事業を行おうとする者、加工の事業を行おうとする者、廃棄の事業を行おうとする者又は核燃料物質を使用しようとする者を含む。第十号において同じ。）についての法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合	九 前号に規定する製鍊施設等に係る旧製鍊事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等又は旧使用者等についての法第十二条第一項（法第二十二条の九第五項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、び海上保安委員会及び海上保安庁長官）に規定する規定による処分等をした場合
十 廃棄物埋設施設のうち第八号の告示で定めるものに係る廃棄物埋設事業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けようとする者についての法第五十一条の十九第一項の許可をした場合	十一 製鍊施設等であつて第八号に規定するもの以外のものに係る製鍊事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者についての法第七十条第五項に規定する規定による処分等をした場合	十二 前号に規定する製鍊施設等に係る旧製鍊事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等又は旧使用者等についての法第十二条第一項（法第二十二条の九第五項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十五条の二十六第四項及び第五十七条の六第四項において準用する場合を含む。）の安庁長官に確認をした場合
十一 製鍊施設等であつて第八号に規定するもの以外のものに係る製鍊事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者についての法第七十条第五項に規定する規定による処分等をした場合	十二 前号に規定する製鍊施設等に係る旧製鍊事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等又は旧使用者等についての法第十二条第一項（法第二十二条の九第五項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十五条の二十六第四項及び第五十七条の六第四項において準用する場合を含む。）の安庁長官に確認をした場合	十三 廃棄物埋設施設のうち第八号の告示で定めるもの以外のものに係る廃棄物埋設事業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けようとする者についての法第五十一条の十九第一項の許可をした場合
十二 前号に規定する製鍊施設等に係る旧製鍊事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等又は旧使用者等についての法第十二条第一項（法第二十二条の九第五項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十五条の二十六第四項及び第五十七条の六第四項において準用する場合を含む。）の安庁長官に確認をした場合	十三 廃棄物埋設施設のうち第八号の告示で定めるもの以外のものに係る廃棄物埋設事業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けようとする者についての法第五十一条の十九第一項の許可をした場合	十四 外国原子力船運航者（外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせようとする者を含む。）又は原子力船を譲り受けようとする者についての法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合
十三 廃棄物埋設施設のうち第八号の告示で定めるもの以外のものに係る廃棄物埋設事業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けようとする者についての法第五十一条の十九第一項の許可をした場合	十四 外国原子力船運航者（外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせようとする者を含む。）又は原子力船を譲り受けようとする者についての法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合	十五 その使用し、又は使用しようとする施設が原子力規制委員会が告示で定める施設に該当する核原料物質使用者又は核原料物質を使用しようとする者についての法第五十七条第一項又は第三項の規定による届出を受理した場合
十四 外国原子力船運航者（外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせようとする者を含む。）又は原子力船を譲り受けようとする者についての法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合	十五 その使用し、又は使用しようとする施設が原子力規制委員会が告示で定める施設に該当する核原料物質使用者又は核原料物質を使用しようとする者についての法第五十七条第一項又は第三項の規定による届出を受理した場合	十六 核原料物質使用者又は核原料物質を使用しようとする者であつて前号に規定するもの以外のものについての法第五十七条の七第一項又は第三項の規定による届出を受理した場合

(手数料)

第六十五条 法第七十五条第一項（第八号を除く。）の規定により納付すべき手数料の額は、別表

第一のとおりとする。

2 法第七十五条第一項第八号に掲げる者が同項の規定により納付すべき手数料の額は、九百四十四百円を超えない範囲内において実費を勘案して原子力規制委員会規則で定める額とする。

3 法第七十五条第三項の政令で定める独立行政法人は、別表第二に掲げる独立行政法人とする。

(取締官)

法第八十五条第一項の政令で定める者は、警察官及び海上保安官とする。

(担保金の額に関する基準)

第六十七条 法第八十五条第三項の基準は、違反の類型、その罪につき定められた刑、違反の程度、違反の回数等を考慮して定めなければならない。

(担保金等の提供)

第六十八条 法第八十五条第一項の政令で定める者は、警察官及び海上保安官とする。

法第八十五条第一項の規定による告知があつた日の翌日から起算して十日以内（取締官がやむを得ない事由があると認めて当該告知があつた日の翌日から起算して二十日を超えない範囲内において当該期間を延長したときは、その期間内）に、同項に規定する違反者又は同項に規定する事件に係る船舶の船長その他主務大臣が担保金を提供すること。

(担保金等の提供)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三六年九月一日政令第三〇一号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第五十号)の施行の日(昭和三十六年九月三十日)から施行する。

第二条 この政令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「旧法」という。)第五十二条第一項の規定による核燃料物質を臨界実験装置に使用するための許可を受けている者(日本原子力研究所を除く。)は、改正法による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「新法」という。)第二十三条第一項の許可を受けた者とみなす。

第三条 この政令の施行の際現に日本原子力研究所が使用している原子炉施設であつて、旧法第五十二条第一項の許可を受けた核燃料物質の使用に係る臨界実験装置(その附属施設を含む。以下同じ。)であつたものについては、新法第二十七条第一項前段、第二十八条第一項前段及び第二十九条第一項前段の規定は、適用しない。

附 則 (昭和三七年三月六日政令第四四号) 抄

1 この政令は、法の施行の日(昭和三十七年三月十五日)から施行する。

附 則 (昭和四〇年一月一九日政令第三六〇号)

この政令は、昭和四十年十一月二十日から施行する。

附 則 (昭和四一年三月三一日政令第七〇号)

この政令は、昭和四一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年七月一九日政令第二五一号) 抄

1 この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和四十三年法律第五十五号。以下「改正法」という。)の施行の日(昭和四十三年七月二十一日)から施行する。

2 この政令の施行の日の前日までに、原子炉施設の工事又は性能について改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第二十八条第一項の規定に基づく施設検査又は同法第二十九条第一項の規定に基づく性能検査の申請を行ない、改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行令(以下「令」という。)第十三条の表第八号又は第九号に定める金額の手数料を納付した者が、当該工事又は性能について改正法による改正後の法第二十八条第一項の規定に基づく使用前検査の申請を行なう場合は、改正法による改正後の法第七十五条の規定により納付すべき手数料の額は、改正後の令第二十五条の表第十四号に定める金額から既に納付した金額を控除した額とする。

附 則 (昭和四六年三月二六日政令第三九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年七月四日政令第二一一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年一月二九日政令第三一五号)

この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第八十号)の施行の日(昭和五十二年十二月二日)から施行する。

附 則 (昭和五三年三月三〇日政令第六〇号)

この政令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(昭和三四年法律第三百三号)の施行の日(昭和三十五年一月一日)から施行する。

附 則 (昭和三六年四月一三日政令第一〇三号)

(施行期日)

第一条 この政令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日。以下「改正法の施行の日」という。）から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「旧法」という。）第七十三条の規定の適用を受けた原子炉施設（実用発電用原子炉及び実用船用原子炉に係るものに限る。）について、改正法の施行の日において現に改正法による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「新法」という。）第二十八条第一項の規定に相当する電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）又は船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の規定による検査についてされている申請は、新法第二十八条第一項に規定する検査についてされた申請とみなす。

2 前項の規定の適用を受けた原子炉施設に関する新法第二十八条第二項の規定の適用については、同項第一号中「前条の認可を受けた設計及び方法」とあるのは、発電の用に供する原子炉に係る原子炉施設にあつては「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十五条第二項第一号の認可を受けた設計、同法第七十条第一項若しくは第二項の認可を受けた工事の計画（同条第二項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものとし、船舶に設置する原子炉に係る原子炉施設にあつては「船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第五条第一項第一号又は第六条第一項の検査の申請の際提出された書類に記載された事項のうち、前条の原子炉施設に関する設計及び工事の方法に相当するもの」とする。）」とし、船舶に設置する原子炉に係る原子炉施設にあつては「船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第五条第一項第一号又は第六条第一項の検査の申請の際提出された書類に記載された事項のうち、前条の原子炉施設に関する設計及び工事の方法に相当するもの」とする。

第三条 この政令の施行の際に第一条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第十七条第三号に掲げる核燃料物質を使用している使用施設等については、新法第五十五条の二第一項前段の規定は、適用しない。

第四条 この政令の施行の際に第一条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第十七条第三号に掲げる核燃料物質を使用している使用者に対する新法第五十六条の三第一項の規定の適用については、同項中「使用開始前に」とあるのは、「原子力基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和五十三年政令第三百九十六号）の施行の日から起算して三十日以内に」とする。

第五条 改正法の施行の日から六十日を経過する日までに行われる核燃料物質等の運搬については、新法第五十九条の二第二項及び第四項の規定は適用しない。

附 则（昭和五四年一二月一八日政令第二九四号）

この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十二号）の施行の日（昭和五十四年十二月二十八日）から施行する。

附 则（昭和五五年一〇月一四日政令第二七〇号）

この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十五年十一月十四日）から施行する。

附 则（昭和五六年三月三一日政令第六二号）

この政令は、昭和五六年四月一日から施行する。

附 则（昭和五九年四月一三日政令第一〇〇号）

この政令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。

附 则（昭和六〇年一一月一七日政令第三〇四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 则（昭和六一年一月二二日政令第三四七号）

この政令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（昭和六十一年十一月二十六日）から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「新法」という。）第五十九条の二第二項及び第五項の規定並びに第一条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第十七条の四及び第十七条の五の規定は、昭和六十三年十一月二十六日以後に開始される核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬について適用し、同日前に開始される核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 则（昭和六二年三月一七日政令第四一号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の二第一項第一号、第二十二条第三項及び別表第一の改正規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 则（昭和六三年三月一九日政令第六一号）

この政令は、昭和六十四年四月一日から施行する。ただし、第十三条の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 则（昭和六三年九月二七日政令第二八一号）

(施行期日)

第一条 この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（昭和六十三年十一月二十六日）から施行する。ただし、第一条中核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令目次の改正規定（第十三条の十三）を「第十三条の十五」に改める部分及び「第二十二条」を「第二十二条の三」に改める部分に限る。）、同令第二条の次に一条を加える改正規定、同令第十四条の次に一条を加える改正規定、同令第十五条の次に一条を加える改正規定、同令第十三条の十三を同令第十三条の十五とし、同条の前に一条を加える改正規定、同令第十三条の十二を同令第十三条の十三とし、同令第十三条の七から第十三条の十一までを「一条ずつ繰り下げ、同令第十三条の六の次に一条を加える改正規定、同令第十七条を同令第十六条の二とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第十八条の前に三条を加える改正規定（第十七条の七に係る部分に限る。）、同令第二十二条第二項の表の改正規定、同条の前に一条を加える改正規定、同令第二十三条の次に一条を加える改正規定及び同令第二十四条の改正規定並びに第三条の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和六十四年五月二十六日）から施行する。

第二条 改正法による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「新法」という。）第五十九条の二第二項及び第五項の規定並びに第一条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第十七条の四及び第十七条の五の規定は、昭和六十三年十一月二十六日以後に開始される核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬について適用し、同日前に開始される核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬については、なお従前の例による。

第三条 昭和六十三年十一月二十六日前に開始される特定核燃料物質の運搬については、新法第五十九条の二第二項の規定は、適用しない。

附 则（平成元年三月二二日政令第六一号）

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附 则（昭和六一年一月二二日政令第三四七号）

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月一三日政令第三三三号)

この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年九月一一日政令第二九三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年三月二十五日政令第八三号)

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年五月一八日政令第一四一号)

この政令は、平成六年六月一日から施行する。

附 則 (平成七年三月二九日政令第一三一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年七月一〇日政令第二一五号)

この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成八年法律第八十号）の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。

附 則 (平成九年三月一九日政令第五一号)

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年四月四日政令第二一号)

この政令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年九月一七日政令第三〇八号)

この政令は、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年十月一日）から施行する。

附 則 (平成一一一年一二月一〇日政令第三九八号)

この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十一年十二月十六日）から施行する。ただし、第一条中核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令次第の改正規定（「再処理」を「貯蔵、再処理」に改める部分に限る。）、同令第二章の二の章名の改正規定、同令第二章の二中第十三条の二を第十三条の二の六とし、同条の前に五条を加える改正規定、同令第十七条の七の見出し及び第二十一条の三の改正規定、同令第二十二条第二項の表試験研究用原子炉等設置者の項の次に次のように加える改正規定、同令第三項の改正規定（使用している者（この下に「国際規制物質を貯蔵している」といふ）を使用する部分に限る。）、同令第四項、第五項及び第六項、同令第二十三条の二の表、同令第二十四条の表、同令第二十五条第二項、同令別表第一並びに同令別表第二の改正規定並びに第二条及び第四条の規定は、同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十二年六月十六日）から施行する。

附 則 (平成一二年三月二九日政令第一三三三号)

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年四月五日政令第一九七号)

（施行期日）

使用施設等を除く。に対する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十五条の二第一項前段の規定の適用については、同項中「受け、これに合格した後でなければ」とあるのは、「平成十二年九月三十日までに受けなければならず、同日を経過する前に不合格の通知を受けた場合には、その日から再度の受検により合格の通知を受けるまでの間、平成十二年九月三十日を経過しても合格の通知がない場合にあっては同日から合格の通知を受けるまでの間は」とする。

第三条 この政令の施行の際に改正後の第十六条の二第一号、第三号又は第四号に掲げる核燃料物質を使用している使用者（改正前の第十六条の二各号に掲げる核燃料物質を使用している使用者を除く。）に対する当該核燃料物質に係る法第五十六条の三第一項の規定の適用については、同項中「使用開始前に」とあるのは、「平成十二年九月三十日までに」とする。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三三一一号) 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三三三三号) 抄

（施行期日）

第一条 この政令（第一条を除く。）は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月六日政令第五三一号)

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成一四年五月七日政令第一六七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年三月四日政令第五四号)

この政令は、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年三月十七日）から施行する。

附 則 (平成一五年四月一日政令第一七七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年六月四日政令第二四四号) 抄

この政令は、法附則第一条ただし書の政令で定める日（平成十五年十月一日）から施行する。

附 則 (平成一五年八月二九日政令第三九〇号)

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年九月二十五日政令第四三二号)

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一二月三日政令第四八三号) 抄

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一二月二日政令第五一六号) 抄

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月一四日政令第五七号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び附則第三十七条から第五十九条までの規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附 則 (平成一七年六月二四日政令第二二四号) 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第三十八条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月二日政令第三三三三号) 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第三十八条までの規定は、

（経過措置）

第一条 この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年七月一日）から施行する。ただし、第十六条の二の改正規定は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第八十号）の施行の日（平成十二年六月十六日）から施行する。

附 則 (平成一二年四月五日政令第一九七号)

（施行期日）

第一条 この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年七月一日）から施行する。ただし、第十六条の二各号に掲げる核燃料物質を使用している使用者（改正前の第十六条の二各号に掲げる核燃料物質を使用している使用者を除く。）

（第二条）この政令の施行の際に改正後の第十六条の二第一号、第三号又は第四号に掲げる核燃料物質を使用している使用者（改正前の第十六条の二各号に掲げる核燃料物質を使用している使用者を除く。）

（第二条）この政令の施行の際に改正後の第十六条の二第一号、第三号又は第四号に掲げる核燃料物質を使用している使用者（改正前の第十六条の二各号に掲げる核燃料物質を使用している使用者を除く。）

別表第一（第六十五条関係）

番号	手数料を納付すべき者	金額
一	法第三条第一項の指定を受けようとする者	七百八十六万五千五百円（電子申請等による場合にあつては、六十三万三千七百円）
二	法第六条第一項の許可を受けようとする者	六十四万三千五百円（電子申請等による場合にあつては、百四十五万三千八百円）
三	法第十二条の六第二項又は第十二条の七第二項の認可を受けようとする者	合にあつては、七百八十五万三千八百円
四	法第十二条の六第三項又は第十二条の七第四項の認可を受けようとする者	三十九万八千五百円（電子申請等による場合にあつては、三十九万六千七百円）
五	法第十二条の六第八項又は第十二条の七第九項の認可を受けようとする者	百四十六万二千二百円（電子申請等による場合にあつては、百四十六万八百円）
六	法第十三条第一項の許可を受けようとする者	七百八十六万五千五百円（電子申請等による場合にあつては、七百八十五万三千八百円）
七	法第十六条第一項の許可を受けようとする者	六十四万三千五百円（電子申請等による場合にあつては、六十三万五千七百円）
八	法第十六条の二第一項又は第二項の認可を受けようとする者	百十七万四千八百円（電子申請等による場合にあつては、百十七万五千七百円）
九	法第十六条の三第三項の確認を受けようとする者	三十二万五千七百円（電子申請等による場合にあつては、三十一万円）
十	法第二十二条の三第一項第一号の核燃料取扱主任者試験を受けようとする者	四万七千七百円（電子申請等による場合にあつては、四万七千四百円）
十一	核燃料取扱主任者免状の再交付を受けようとする者	三千三百円（電子申請等による場合にあつては、三千五十円）
十二	法第二十二条の八第二項又は第二十二条の九第二項の認可を受けようとする者	三百四十三万七千五百円（電子申請等による場合にあつては、百四十三万六千五百円）
十三	法第二十二条の八第三項において準用する法第十二条の六第三項又は法第二十二条の九第五項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者	三十九万八千五百円（電子申請等による場合にあつては、三十九万六千七百円）
十四	法第二十二条の八第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第二十二条の九第五項において準用する法第十二条の七第九項の認可を受けようとする者	百四十六万二千二百円（電子申請等による場合にあつては、百四十六万八百円）
十五	法第二十三条第一項の許可を受けようとする者	七十万五千円（電子申請等による場合にあつては、七十万三千円）
イ	臨界実験装置の設置の許可	百四十五万三千五百円（電子申請等による場合にあつては、百四十五万五千五百円）
ロ	熱出力が百キロワット以下の試験研究用等原子炉（臨界実験装置を除く。）に係る確認	八百四十四万五千三百円（電子申請等による場合にあつては、八百四十四万三千三百円）
十六	法第二十六条第一項の許可を受けようとする者	五百二十一万三千二百円（電子申請等による場合にあつては、五百二万三千二百円）
十七	法第二十六条の二第一項の許可を受けようとする者	五百二十一万三千二百円（電子申請等による場合にあつては、五百二万三千二百円）
十八	法第二十六条の二第一項の許可を受けようとする者	七十三万二千三百円（電子申請等による場合にあつては、七十三万三百円）
十九	法第二十七条第一項又は第二項の認可を受けようとする者	百六十五万九千七百円（電子申請等による場合にあつては、百六十五万八千三百円）
二十	法第二十八条第三項の確認を受けようとする者	十六万六千四百円（電子申請等による場合にあつては、十六万五千円）
二十一	法第二十九条第一項の許可を受けようとする者	百十三万三千円（電子申請等による場合にあつては、百十三万五千七百円）
二十二	法第三十九条第二項の許可を受けようとする者	五十二万三百円（電子申請等による場合にあつては、五十一万九千円）
二十三	法第四十条第一項第一号の原子炉主任技術者試験を受けようとする者	百三十二万五千百円（電子申請等による場合にあつては、百三十二万三千八百円）
二十四	法第四十一条第一項第一号の原子炉主任技術者試験を受けようとする者	三十三万九千百円（電子申請等による場合にあつては、三十三万七千円）
二十五	法第四十二条第一項第一号の原子炉主任技術者試験を受けようとする者	五百二万三千百円（電子申請等による場合にあつては、五百二万三千八百円）
二十六	法第四十三条第一項第一号の原子炉主任技術者試験を受けようとする者	五万二千百円（電子申請等による場合にあつては、五万一千五百円）
二十七	法第四十四条第一項第一号の原子炉主任技術者試験を受けようとする者	三千三百円（電子申請等による場合にあつては、三千五百円）
二十八	法第四十五条第一項第一号の原子炉主任技術者試験を受けようとする者	七十九万三百円（電子申請等による場合にあつては、七十八万八千三百円）
二十九	法第四十六条第一項第一号の原子炉主任技術者試験を受けようとする者	三十四万五千二百円（電子申請等による場合にあつては、三十四万三千二百円）
三十	法第四十七条第一項第一号の原子炉主任技術者試験を受けようとする者	三十九万八千八百円（電子申請等による場合にあつては、三十八万九千八百円）
三十一	法第四十八条第一項第一号の原子炉主任技術者試験を受けようとする者	千七十万三千九百円（電子申請等による場合にあつては、千七十万五千八百円）

三十	法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を受ける者	イ 発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る変更の許可 ロ その他の変更の許可
三十	法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を受ける者	イ 発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る設計及び工事の計画の認可 ロ その他の設計及び工事の計画の認可又は変更の認可
三十	法第四十三条の三の十一第三項の確認を受けようとする者	イ 発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る設計及び工事の計画の認可 ロ その他の設計及び工事の計画の認可又は変更の認可
三十	法第四十三条の三の十一第三項の確認を受けようとする者	イ 発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事に係る確認 ロ 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質（以下この項において「燃料体」という。）であつて、これを構成する燃料棒の数の総数（燃料体が燃料棒で構成されていない場合にあっては、燃料棒の数の総数。以下この項において同じ。）が千個以下のものに係る確認（ハに掲げるものを除く。）
三十	法第四十三条の三の十一第三項の確認を受けようとする者	ハ 輸入した燃料体であつて、これを構成する燃料棒の数の総数が千個以下のものに係る確認 ニ 燃料体であつて、これを構成する燃料棒の数の総数が千個を超えるものに係る確認（ホに掲げるものを除く。）
三十	法第四十三条の三の十一第三項の確認を受けようとする者	ホ 輸入した燃料体であつて、これを構成する燃料棒の数の総数が千個を超えるものに係る確認
三十	法第四十三条の三の二十六の三第一項の指定を受けようとする者	六万三千円（電子申請等による場合にあつては、五万九千六百五十円）
四十	法第四十三条の二十七第二項又は第四十三条の二十八第一項の認可を受けようとする者	六万三千円（電子申請等による場合にあつては、五万九千六百五十円）
四十	法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第三項又は法第四十三条の二十八第八項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の二十八第九項の認可を受けようとする者	六万三千円（電子申請等による場合にあつては、五万九千六百五十円）
四十	法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の二十八第九項の認可を受けようとする者	六万三千円（電子申請等による場合にあつては、五万九千六百五十円）
四十	法第四十四条の四第一項の許可を受けようとする者	六万三千円（電子申請等による場合にあつては、五万九千六百五十円）
四十	法第四十五条第一項又は第二項の認可を受けようとする者	六万三千円（電子申請等による場合にあつては、五万九千六百五十円）
五十	法第四十六条第三項の確認を受けようとする者	六万三千円（電子申請等による場合にあつては、五万九千六百五十円）
五十	法第五十条の五第二項又は第五十一条第二項の認可を受けようとする者	六万三千円（電子申請等による場合にあつては、五万九千六百五十円）
五十	法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項又は法第五十一条第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者	六万三千円（電子申請等による場合にあつては、六十一万九千円）

六 十	法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第九項の確認を受けようとする者	イ 第一種廃棄物埋設の事業に係る廃止措置の終了に関する確認 ロ 第二種廃棄物埋設の事業又は廃棄物管理の事業に係る廃止措置の終了に関する確認	百五十万三千六百円（電子申請等による場合にあつては、百五十万二千二百円）
六 十	法第五十二条第一項の許可を受けようとする者	百四十六万二千二百円（電子申請等による場合にあつては、百四十六万八百円）	二十二万七千二百円（電子申請等による場合にあつては、二十二万六千円）
六 十	法第五十五条第一項の許可を受けようとする者	十一万七千六百円（電子申請等による場合にあつては、十一万六千三百円）	十四万九千六百円（電子申請等による場合にあつては、十四万八千四百円）
六 十	法第五十五条の二第三項の確認を受けようとする者	十五万八千三百円（電子申請等による場合にあつては、十五万六千九百円）	二十万九千三百円（電子申請等による場合にあつては、二十万八千九百円）
七 十	法第五十七条の五第二項又は第五十七条の六第二項の認可を受けようとする者	一万九千三百円（電子申請等による場合にあつては、一万八千九百円）	一万九千三百円（電子申請等による場合にあつては、一万八千九百円）
七 十	法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項又は法第五十七条の六第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者	十二万二千円（電子申請等による場合にあつては、十二万七百円）	一万九千三百円（電子申請等による場合にあつては、一万八千円）
七 十	法第五十八条第一項の確認を受けようとする者	十万二千三百円	十万二千三百円
七 十	法第五十九条第一項の確認（運搬する物に係るものに限る。）を受けようとする者	一百三万二百万円（電子申請等による場合にあつては、百二万八千八百円）	二十三万九千五百円（電子申請等による場合にあつては、二十三万八千二百円）
七 十	法第五十九条第三項の承認を受けた容器（以下この項において「承認容器」という。）以外の容器の使用により核燃料物質等（第四十八条の表第一号イに規定するもの（原子力規制委員会規則で定めるものを除く。）に限る。）を運搬しようとする者	一百三万二百万円（電子申請等による場合にあつては、百二万八千八百円）	二十三万九千五百円（電子申請等による場合にあつては、二十三万八千二百円）
七 十	承認容器の使用により核燃料物質等（イに規定するものに限る。）を運搬しようとする者	三十五万九千円	六万六千八百円

別表第二（第六十五条関係）

二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	国立研究開発法人国際医療研究センター	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究所	国立研究開発法人森林研究・整備機構	国立研究開発法人水産研究・教育機構	国立研究開発法人産業技術総合研究所	独立行政法人製品評価技術基盤機構	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	国立研究開発法人環境研究所	独立行政法人国立高等専門学校	独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立がん研究センター	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	国立研究開発法人国際医療研究センター	国立研究開発法人国立成育医療研究センター

